

くらしの安心情報

情報ファイル NO.236

令和4年3月10日

18歳になった私は、4月から就職するのでクレジットカードを作ろうと思っています。どのようなことに気をつければよいでしょうか...

相談内容

【相談者 10代 女性】

令和4年4月から成年年齢の引き下げにより、18歳で大人になり、一人で契約をすることができるようになりますとマスコミ報道や学校等で聞いています。

私は18歳になり、4月から就職するのでクレジットカードを作ろうと思っていますが、どのようなことを気をつければよいでしょうか...

対処方法

令和4年4月から成年年齢が18歳になると、親の同意なしでクレジットカードの申込みをすることができ、カード発行会社の審査が通ると、クレジットカードを作ることができます。(1)

クレジットカードは便利ですが、手元や口座にお金が無くても買い物ができるという意味では借金と同じです。クレジットカードの仕組みや支払方法をよく理解し、注意して使うことが大切です。

(クレジットカード利用時の注意点)

期限までに支払いができなくなると延滞となります。延滞を放置したり繰り返したりすると、個人信用情報機関に延滞情報が登録され、新規にクレジットカードが作ることができない等の不利益を受ける恐れがあります。利用の際には、支払計画をたてて利用しましょう。

「リボ払い」「分割払い(2)」には所定の手数料がかかります。特に、リボ払いは手数料負担が大きくなりやすいので、申込時には十分注意しましょう(カードには「リボ払い専用」「最初からリボ払いに設定」といったものもあります)。

暗証番号は他人に推測されない番号に設定し、カードを他人に貸したりしない等適切に管理しましょう。また、不正利用の被害にすぐ気づくためにも、カードの利用明細は定期的に必ず確認する習慣をつけましょう。

(1)カード発行会社によっては、親の同意を必要とする会社もあります。

(2)一般的に、2回までは手数料がかかりません。

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

クレジットカードは何に気をつければ?



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890